

阪南市立尾崎小学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「健やかで豊かな人間性の育成」を学校教育目標としており、一人ひとりの人権を大切にしたい集団づくりをめざし、日々、教育活動に取り組んでいる。また、本校のめざす子ども像として、「正しい子」、「協力する子」を掲げており、自他を大切にし、集団の一員としてよく考え正しく表現できる児童づくりをめざしている。以上のことから改めて、人権教育に重点を置いた取組を進めるとともに、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに阪南市立尾崎小学校いじめ防止基本方針（以下、いじめ防止基本方針とよぶ）を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導担当教員、養護教諭、人権教育担当教員、支援学級担当教員、道徳教育担当教員、情報教育担当教員、当該児童の学級担任、その他、SC、SSW 等、校長が必要と判断する者

(3) 役割

- ア 尾崎小学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 職員の資質向上のための研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画の進捗のチェック
- キ いじめ防止及びいじめ対応等に係る取組状況の把握と検証
- ク 尾崎小学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 主催

委員会の開催は、学校長と連携して、委員長が主催する。

(5) 委員長

当委員会の委員長は、生徒指導担当教員が、その任に当たる。

委員長は、会の進行及び全体を統括する。

4 いじめ防止及びいじめ対応等に係る取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、年4回（各学期に1回）以上会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるかの確認、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、いじめ防止基本方針や諸計画の見直しなどを、必要に応じて行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そうした取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取組を検討し、全教職員が一丸となって取り組んでいく。その際、いじめは重大な人権侵害だという認識のもと、「人権教育委員会」とも連携した取組を行っていく。

「いじめ防止対策委員会」で立案した年間計画や校内研修の実施計画をもとに、「人権教育委員会」、「生徒指導委員会」、「学力向上委員会」、「運営委員会」とも、それぞれの分野で取組や活動を行う。実施した活動は「いじめ防止対策委員会」の場で実施方法や活動内容を報告して課題を共有し、今後の取組や活動について企画・立案し、それぞれの分野で実行していく。

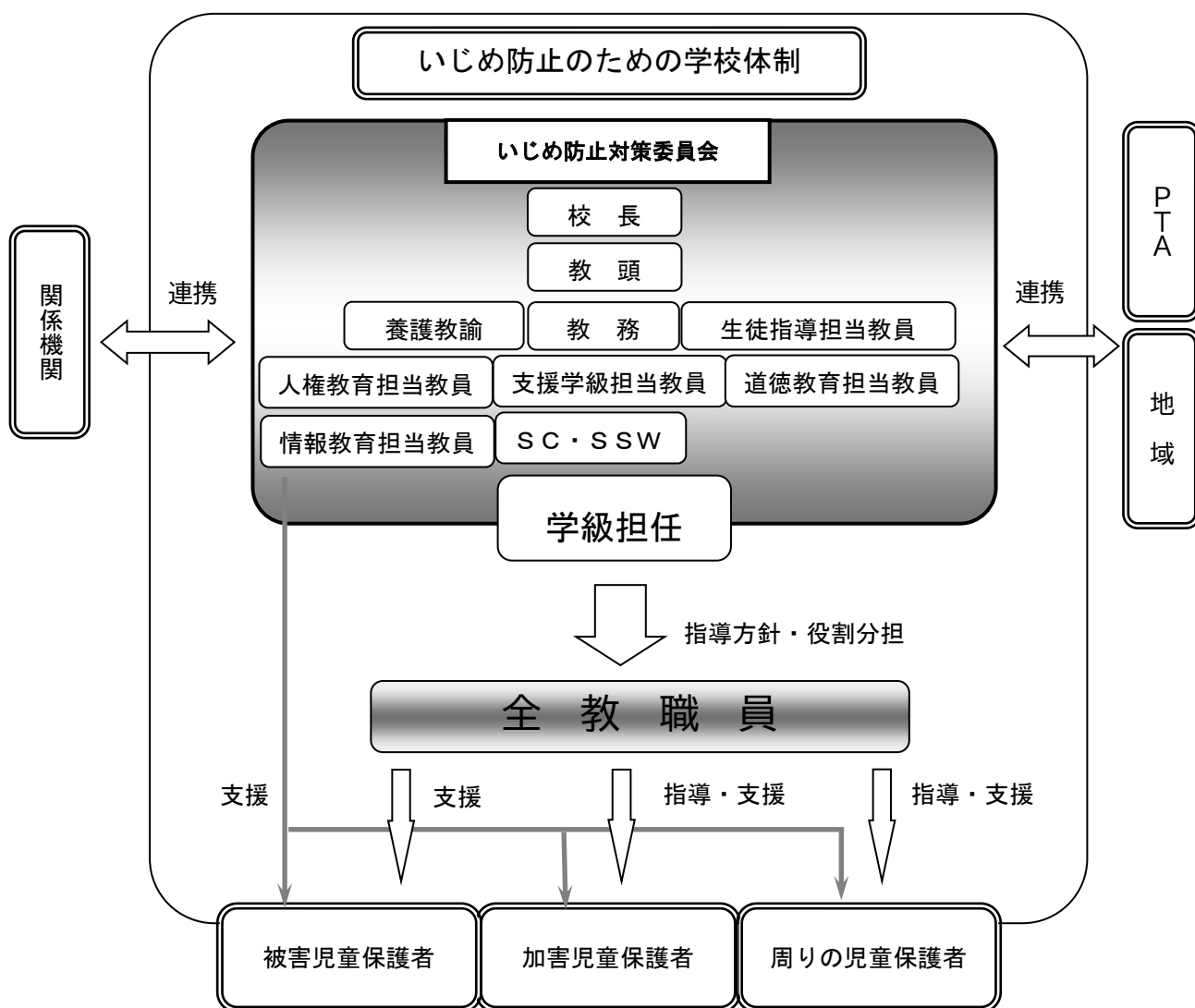
全ての児童が、安心・安全に学校生活を送るために、全教職員がいじめについての基本的な考え方を共有し、いじめは絶対に許さないという考えのもと、すべての教育活動を行う。

また、いじめの未然防止に向け、「いじめ防止対策委員会」で検討された指導方針をもとに、各教科や総合的な学習の時間、特別活動や学校行事等を通じて、「いじめをしない、させない、ゆるさない集団づくり」を行う。また、その際には、特に人権教育と関連させた取組を進める。

なお、それぞれの活動の際には、いじめを許さないという感覚を、教職員だけでなく児童や保護者にも啓発していくことが大切であり、学校と家庭との間で、より一層の連携を図っていく。

また、いじめの早期発見のための措置として、学級担任を中心とした日常の児童観察や、気になる児童と落ち着いて話せる場所の設置（相談室）、全校児童を対象にしたアンケート「楽しい学校生活のために」を、6月、11月、2月に実施する。このアンケートを用いながら、全校で、教育相談週間「子どもの思いに近づく週間」を、6月と11月と2月に、担任と児童との個人相談の時間を設定する。また、各学級の様子や、気になる児童についての情報を全体で共通理解できるように、毎週末の放課後に「情報交換会」を設け、月末にはSCにも参加してもらう。

2 いじめ防止のための学校体制



3 いじめの防止のための措置

- (1) 日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめに対する考え方や未然防止の実施方法、いじめ事案への対応方法等について校内研修を実施する。児童に対しては、人権教育を中心にいじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校行事や特別活動、総合的な学習の時間等を通じ、児童同士がコミュニケーションを図る場面を積極的に作り、達成感を全ての児童に持たせるような活動方法を検討し実施していく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校教育全般に置いて、児童の様子を観察し、その様子を踏まえて常に教育活動を改善して行くことが重要である。

- (4) 分かりやすい授業づくりを進めるために、「学力向上委員会」を中心に「わかる授業」づくりをめざした授業方法の研究や研修会を行い、絶えず研鑽と修養に努め、実践していく。
- (5) 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、人権教育委員会（集団づくり・自主活動）や生徒指導委員会や児童会が実施する校内行事を中心に、活動内容や効果的な方法について検討し、実践していく。
- (6) ストレスに適切に対処できる力を育むために、相談活動やカウンセリングに努める。
- (7) いじめを助長するような教職員の適切でない認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校長、教頭等が教職員の日常の教育活動について、観察、連携、支援、指導する。また、教職員同士が授業等をお互いに観察し、適切な指導助言を行っていく。教職員の適切でない言動等がないように校内研修会を実施していく。
- (8) 自己有用感や自己肯定感を育むために、授業で児童一人ひとりが活躍できるような場を作る等、日々の授業での活動を考え、実践していく。さらに特別活動や学校行事での取組でも、自己有用感や自己肯定感を育むねらいを念頭に、日々の教育活動を実践していく。
- (9) 道徳科や人権教育を通じて、児童一人ひとりが友だちとのかかわり方や生き方について学ぶ機会を作っていく。また、アンケート「楽しい学校生活のために」を活用し、集団づくりに生かしていく。

第3章 早期発見

Ⅰ 基本的な考え方

(1) 教職員に求められる鋭い感性、深い洞察力、熱意ある行動力

いじめの特性として、いじめを受けている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多く見られる。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめを受けている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。だからこそ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱意ある行動力が求められる。

(2) 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが大切であり、教職員、特に日常多くの時間を共有している学級担任が、そのような兆候を見逃さないようにすることが大切である。しかし、担任だけでは多くの児童を観察することは難しいし、担任が不在の所（休み時間等）で事案が起きている場合がある。そのため、全ての教職員が、全ての児童に対して絶えず児童が示す小さな変化を見逃さないようにする意識を持つことが大切である。担任も、自分が担任している児童だけでなく、全ての児童の様子を観察することが大切である。

(3) 教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること

絶えず教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することで、今後の対応方法について検討し、実施することができる。児童の様子を観察することについても、様々な場面で関わる全ての教師が意識して観察することができ、重大事案に至る前に状況に介入できることにつながる。情報交換については、定期的な学年会議の場や生徒指導委員会だけでなく、気になる様子等があったときには、時機を遅らせることなく、まず学年会、生徒指導担当、養護教諭、教務、教頭、校長で情報共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 日常の観察

日常の観察として、授業時間はもとより児童との休み時間での活動にできる限り参加し、授業では見られない児童の様子 of 把握に努める。

(2) 教職員の情報交換会の実施

定期的に、「児童一人ひとりの理解のための情報交換会」を設け、全担任から、児童一人ひとりの情報を公開してもらい、全教職員で情報を共有していく。この情報交換会の席では、いじめ発見のためのチェックリストも活用しながら、いじめの早期発見に努める。

(3) 児童アンケート及び児童との個人相談の実施

全校児童を対象に、アンケート「楽しい学校生活のために」を6月と11月と2月に実施する。また、このアンケートを用いながら、全校で教育相談週間「子どものおもいに近づく」週間を6月と11月と2月に設定し、児童との個人相談の時間を学校で特設して実施する。

(4) 保護者との連携

保護者と連携して児童を見守るため、児童理解シートや家庭訪問、懇談会をもとに児童の家庭環境や、家庭での様子を把握し、学校での様子や行動の観察から、少しでも変わったところがあれば保護者と連絡を取り合うようにしていく。また、保護者からも家庭での様子で少しでも変わったところがあれば連絡をしてもらえるように、日頃からの良好な関係づくりに努める。

(5) いじめ相談窓口

児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、まずは児童からの相談に関しては学級担任を基本としながらも、授業等で関わりのある教職員や過去に担任だった教職員、そして生徒指導担当教員や養護教諭が窓口として挙げられる。特に養護教諭は、児童との関係からも相談窓口となりやすく、担任と共に重要な鍵となる。保護者からの相談に関しても学級担任を基本としながら、養護教諭や教頭、校長が窓口として挙げられる。教職員に関しても、まずは当該学級担任を基本としながら、従来からの「生徒指導委員会」、「人権教育委員会」の他、「いじめ防止対策委員会」への相談もあげられる。いずれにせよ、児童や保護者にとっていじめに関する相談をしやすい体制を整え、誰が相談を聞いても学校として情報を共有し、しっかりと対応できるように努めていく。

(6) いじめ相談に係る周知

「学校だより」や「生活指導だより」、「学年だより」、「学級だより」等により、相談体制を広く周知する。そして、相談窓口の周知について、「学校教育自己診断」や「いじめ防止対策委員会」、「学校協議会」などでの確認により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(7) いじめ情報の保護・開示

教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについては、慎重に取り扱い、外部に漏れることのないように厳重に管理する。情報を開示するような場合は、必ず校長、教頭に相談し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で開示する。

第4章 いじめ対応に対する考え方と実対応

1 基本的な考え方

いじめを受けた児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

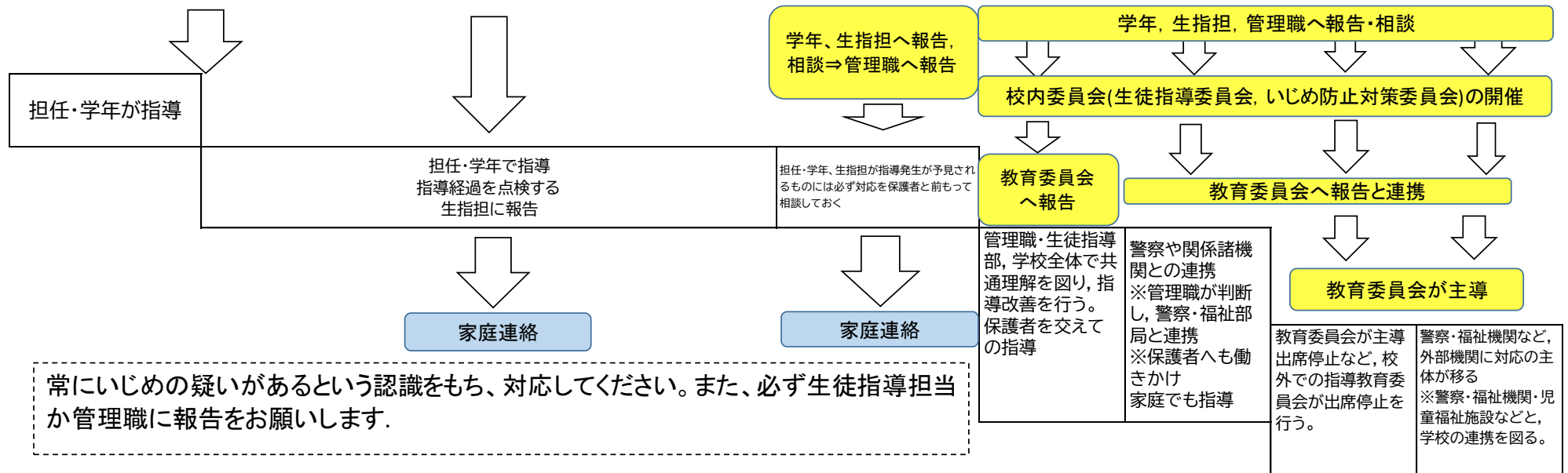
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。特に、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める動きをとり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに養護教諭・生徒指導担当教諭・教務・教頭・校長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 具体的な児童や保護者への対応については、次に示す「9つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考に、外部機関とも連携し対応する。

問題行動への対応チャート 【尾崎小学校】

※レベル0.1から原則家庭連絡をしてください。レベル0.3からは、必ず報告が必要です。

レベル0.1	レベル0.3	レベル0.5	レベル0.7	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
授業中にトイレ・保健室等に行こうとする 学習に無気力 校内で走り回る 学習に必要な物の所持 忘れ物が多い 提出物が出にくい 机などに配布物が溜まっている 身の周りが散らかっている等 運動靴以外での登校	友だちへの暴言 授業中に手紙を回す 遅刻・授業遅刻 人の持ち物を無断で使用 人を押す、こかすなどの危険な遊び	指導後、素直に非を認める軽微な問題行為・暴力行為 (お互い様な喧嘩など) 染髪やピアスの着用 学習に必要な物の所持 (指導を聞き入れない場合)	友だちへ執拗な暴言 授業中の私語等の学習に向き合おうとしない態度 携帯・スマホの無断所持 携帯・スマホの無断使用 下校時に寄り道 お菓子の持ち込み	無断欠席 教師への暴言 改善されない服装や頭髪の乱れ 改善されない授業態度 故意な授業遅刻 学校施設の無断使用 学校施設の不適切な利用 自転車通学	攻撃的な言動 軽微な授業妨害 軽微な器物損壊 授業エスケープ 授業中にたむろ 火遊び 非常ベルの発砲	暴言・誹謗中傷・脅迫・強要行為(S・NS等含む) 対教師暴力 軽微な窃盗行為 著しい授業妨害 や器物破損	重い暴力傷害行為 重い脅迫・強要 恐喝行為 危険物の所持 違法薬物の所持 窃盗行為 痴漢行為等	極めて重い暴力・傷害・脅迫・強要・恐喝 凶器の所持 放火 強制わいせつ 強盗等



3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(SSW)等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、その指導にあたっては、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(SSW)等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(SSW)等とも連携する。

運動会、学習発表会や校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 掲示板等への誹謗・中傷等の対応について

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、下記の手順で対応していく。

① パソコンでのインターネット上のいじめについて

ア・「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源(情報提供者)の守秘を約束する。

イ・書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

→パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。

→誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラ等で撮影する。

書き込みの内容が緊急を要する場合(殺人予告、爆破予告、自殺予告等)は、関係機関に連絡する。

→犯罪にかかわるケース…警察(被害の児童・その保護者から被害届)

→生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

ウ・掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求(削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい)

基本的には、被害の児童が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。(学校が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることができない。)

→掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

→該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。

(個人の所属・氏名等を記載する必要なし。)

エ・掲示板等のプロバイダ(掲示板サービス提供会社等)に削除依頼検討

上記ウの対応でも削除されなかった場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

② 携帯電話やスマートフォンでのメール、SNS等によるいじめについて

ア・「メール」「SNS」等によるいじめの発見

携帯電話やスマートフォンでの「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報源(情報提供者)の守秘を約束する。

イ・書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった箇所を控える。誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合が多いと思われるので、デジタルカメラ等で撮影する等して、内容を保存する。

→書き込みの内容が緊急を要する場合(殺人予告、爆破予告、自殺予告等)は、関係機関に連絡する。また、書き込んだ相手が児童でない場合も、関係機関に連絡する。

ウ・書き込んだ相手に対しての対応

書き込んだ相手が児童でない場合

→関係機関と連携し対応していく。

書き込んだ相手が児童の場合

→相手が他校の場合、相手の学校と連携を取りながら教育委員会とも連携し対応していく。

→相手が自校の場合、当該児童や保護者に聞き取りを行い、内容を確認し、書き込み内容を削除させる。その後の対応や指導については、他のいじめ事案と同様に行う。

(3) 情報モラル教育の推進については、情報教育担当者が中心となって年間計画を立案し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で学年の状況や発達段階に応じて実施していく。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

○生命、心身又は財産にかかわる重大な被害が生じた疑いがある場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 調査の主体と組織

市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査の主体などの判断をする。

学校が主体となって調査を行う場合は、学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。

(4) 調査結果の報告及び提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査で明らかになった事実関係について説明する。

(5) 調査の結果を踏まえた措置等

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

第5章 その他(学校の実情に応じて補足すること)

過去の事例をみると、いじめの被害者が以前は加害者であったり、また、いじめの加害者が以前は被害者であったりすることがある。特に以前被害者であった児童が加害者となっていた場合、過去のいじめの被害者となっていた件についても丁寧に対応していく必要がある。グループ内で標的とされる児童が代わっていき、とりわけグループ内のほとんどが加害者であり被害者であるという場合もある。その点から考えても、未然防止に対しては、日頃の児童の人間関係や学校生活の様子などをつぶさに観察していく必要がある。

また、学校教育全般を通じて、コミュニケーション力の育成、規範意識(いじめはいけないこと)の醸成、生活習慣の確立、人権教育を中心とした集団づくりに力を注いでいくことが重要である。

なお、高学年になれば携帯電話やスマートフォンに興味、関心が強まり、その所有率が高くなることから、これらに関連したいじめが多く発生している現状がある。今後は、情報教育や情報モラル教育を推進していくとともに、保護者への啓発も一層大切になってくる。保護者からの話では、周りが携帯電話を持っている中で一人だけ持っていないと仲間外れにされるのでは、という不安から持たせてしまうケースも多いと聞く。学校と保護者、保護者同士の連携も図りながら、有効なコミュニケーションツールとして活用できるようにしていきたい。